

熊本県立総合体育館

レストラン運営者募集要項

令和5年11月

一般財団法人熊本県スポーツ振興事業団

熊本県立総合体育館レストラン募集要項

一般財団法人熊本県スポーツ振興事業団（以下、「事業団」という。）では、熊本県立総合体育館の利用者のサービス向上として、令和6年4月からのレストラン運営をする業者を募集します。

1 募集する施設の概要

（１）名 称 熊本県立総合体育館（以下「体育館」という。） レストラン運営事業

（２）所在地 熊本市西区上熊本1丁目9番28号

（３）施設の沿革

昭和57年10月 開館

（４）レストラン施設内容

①施設規模 面積：187㎡（ラウンジ：163㎡ 厨房：24㎡）

別添 「平面図①レストラン」のとおり

②施設内容 イス、テーブルは、レストラン用としてはありません。

③駐車場 体育館利用者の駐車場と共用

但し、イベント・大規模大会時には一部制限有

（５）現在の状況

ラウンジとして無料による休憩場所として開放中

（６）体育館施設の利用者数

区 分	備 考
体育館全体(人)	
H30年度 447,328人	第17回女子アジアハンドボール選手権大会等の大規模大会開催。
R元年度 385,596人	女子ハンドボール世界選手権大会等の大規模大会は通常通りの開催。 元年度末にかけて、新型コロナウイルス感染拡大に伴い一部施設の利用制限有り。
R2年度 193,070人	新型コロナウイルス感染拡大に伴い一部施設の利用制限と大会等のキャンセルにより利用者数減となる。
R3年度 194,013人	
R4年度 300,522人	新型コロナウイルス感染症の影響が和らぎ利用状況は回復傾向となる。
R5年度上期 171,997人	令和5年度上半期は、新型コロナウイルス感染症の影響はほとんどなくコロナ禍前の同規模の利用状況となる。

2 レストラン運営に当たっての基本的な考え方

体育館は、本県における屋内スポーツ競技の拠点施設として、バドミントン国際大会、熊本ヴォルターズのホームゲーム等を行う体育室の他、会議・プール・トレーニング室等を兼ね備えた県内随一の屋内スポーツ施設です。

スポーツ施設等の利用者及び大会の観覧者等に、体育館の明るく活動的な雰囲気になじみやすい飲食のサービスを提供するため、管理運営にあたっては次の事項に留意した業務運営をお願いします。

- ① 多様な利用者のニーズに対応し、質の高いサービスの提供に努めること。
- ② 県民のスポーツの普及振興の向上に資するよう管理運営を行うこと。
- ③ 指定管理者と連携し、利用者の意見や要望を管理運営に反映させること。
- ④ その他、公の施設として求められる機能・役割を担うこと。

3 募集条件

(1) 運営主体

第三者に委託することなく、選考された事業者が自ら運営することとします。

(2) 業態

施設利用者の年齢層は子どもから高齢者までと幅広いことから、業態としては多様なメニューを提供できる「レストランタイプ」もしくは、幅広い年齢層に対応可能であれば、「専門的飲食店」も可とします。

①メニュー

○幅広い年齢層に対応可能なメニューを準備してください。

②価格

○利用者が気軽に利用でき、かつ内容に満足できる価格設定にしてください。

③営業日時

○体育館の開館日は原則として全て営業してください。

○但し、大規模大会開催時（例：熊本マスタースジャパンバドミントンチャンピオンシップス：R8 年まで毎年開催）には、営業を制限する場合があります。

<体育館の休館日>

・休館日 毎週火曜日及び、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

○営業時間は、昼食前から対応できるような時間設定とし、少なくとも夕方までの時間帯にしてください。

<体育館の開館時間>

・開館時間 午前 9 時から午後 9 時まで

4 レストラン事業の契約期間

期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 2 年間とします。

ただし、事業者が公募条件のいずれかに違反する行為を行ったときは、契約を解除することがあります。

5 使用料等

行政財産使用料	価格：945,000 円/年（税込）の使用料支払いが必要です。
光熱水費等	運営に要する電気、水道、ガス代等は別途支払う必要があります。

6 備品、改装について

○体育館が設置している、ラウンジの椅子、テーブル等は経年劣化しています。

○厨房の器具類はありません。新たに設置・購入する必要があります。

○出店に当たり、店舗の改装・備品の購入を計画されている場合は、別途協議してください。

※現在、ラウンジとして使用の他に、熊本バスケットボール株式会社の備品置場となっており、使用期限は令和 6 年 3 月 31 日までのため、工事はそれ以降となります。

7 公募参加資格

公募に参加することができる者は、次の要件をすべて満たす者としします。

- ①熊本県内に主たる営業所（本社機能）を有し飲食業の営業実績があること。
- ②過去 5 年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと。
- ③労働者災害補償保険に加入していること。
- ④県税、法人税、所得税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- ⑤会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- ⑥賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合など、明らかにレストラン経営者として不適当と認められる者でないこと。
- ⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）及び同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は熊本県暴力団排除条例（平成 22 年熊本県条例第 52 号。以下「条例」という。）第 2 条第 4 号に規定する暴力団密接関係者（以下、「暴力団密接関係者」）であると認められる者でないこと。
- ⑧法人又は法人格を有しない団体にあつては役員（法人登記簿に登録されている者、法人格を有しない団体にあつては役員として活動している者）が暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。

8 提出書類

（1）提出書類及び部数

応募者は、以下の書類を事業団に提出していただきます。

なお、事業団が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- | | |
|---|-----|
| ① 体育館レストラン運営者申込書（別紙様式 1） | 1 部 |
| ② 体育館レストラン事業計画書（別紙様式 2-1～5） | 6 部 |
| ③ 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類 | 1 部 |
| ④ 計画書提出の日の属する事業年度、及び前事業年度の決算書（写） | 1 部 |
| ⑤ 計画書提出の日の属する事業年度、及び前事業年度の納税証明書（写） | |
| (ア) 法人税、所得税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書 | 1 部 |
| (イ) 熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書 | 1 部 |
| ⑥ 食品衛生法営業許可指令書（写） | 1 部 |
| ⑦ 誓約書（別紙様式 3） | 1 部 |
| ⑧ 営業形態のわかるパンフレット等がある場合 | 6 部 |

（2）事業計画書提出先及び提出期間

- ①提出先 熊本県スポーツ振興事業団 総務課宛て

〒861-8012 熊本市東区平山町 2776 番地

- ②提出期限 令和 5 年 11 月 20 日（月）～12 月 11 日（月）午後 5 時までとします。

※ 1 郵送の場合、書留郵便により期限日の午後 5 時までに必着のこと。

※ 2 電子メール、ファクシミリでの提出は認めません。

(3) 提出に要する経費及び提出書類の取扱い

- ① 提出に要する経費は全て提出者の負担とします。
- ② 提出書類はお返しできません。
- ③ 提出された書類は、必要に応じ複写します。ただし、使用は事業団内での検討用に限りします。

9 審査方法

(1) 選考委員会

事業団職員等からなる「選考委員会」を設置し、審査します。

選考委員会において、事業計画書を提出された法人その他の団体の代表者、又は代理の方から提案内容のプレゼンテーションをお願いします。(1法人・団体につき3人まで)

詳細な日時、場所等については改めて連絡します。(プレゼン15分以内、質疑応答15分程度)

※1社のみ応募の場合は書類選考とする場合があります。

(2) 審査基準と配点

①審査は事業計画の内容(メニュー、価格、サービス内容等)、営業実績、アピールポイント等を総合的に評価し、採点方式により業者を選考します。

②選考委員会の意見を踏まえて、業者を選定します。

審 査 基 準	項 目	配点 (100点満点)
1 レストランの事業計画が、利用者のサービス向上に資するものであるか。	営業コンセプト	20
	メニュー、価格、営業時間等	20
	体育館の指定管理者との連携	10
	その他関連サービス (ケータリング、弁当、地産地消等)	10
2 安定した経営を行うための人的及び財政的基盤を有しているか。	事業計画・人員配置の妥当性	10
	食品の安全管理、苦情・要望等への対応	10
	財政状況等	10
3 出店に際し、申込者ならではの特徴ある取組で魅力的かつ有益であるか。	アピールポイント (独自に提供できるサービス等)	10
評価点数合計		100点

(3) 無効又は失格

本要項中記載しているもののほか、以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となる場合があります。

- ①事業計画書の提出方法、提出先、提出期限などが守られないとき
- ②事業計画書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ③事業計画書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ④虚偽の内容が記載されているもの
- ⑤その他、審査を行うに当たって、不適当と認められるもの

(4) 選定結果の通知

選定結果については、各応募者に直接文書で通知します。

1.0 質問について

本公募要項に関する質疑を次のとおり受付け、事業団ホームページ上に回答します。

なお、電話や来訪による口頭での質問や期限後の質問にはお答えできませんのでご了承ください。

- ①提出様式 別紙様式 4
- ②提出期限 令和 5 年 11 月 20 日（月）～ 11 月 30 日（木） 午後 5 時（必着）
- ③提出方法 電子メール、FAX
- ④提出先 E-mail : kkwing@kspa.or.jp
F A X : 096-389-7280

1.1 現地説明会について

事業実施予定地の見学及び説明会を開催します。

ご希望の方は、下記送付先へ申し込みをお願いします。

- ①提出様式 別紙様式 5
- ②提出期限 令和 5 年 11 月 20 日（月）～ 11 月 26 日（日） 午後 5 時（必着）
- ③提出方法 電子メール、FAX
- ④提出先 E-mail : kkwing@kspa.or.jp
F A X : 096-389-7280

1.2 契約の条件

- 食品衛生について、レストラン・売店運営に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期してください。
- 営業に伴い生じるごみ等については、運営者の責任のもと処理してください。
- 常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければなりません。
- 当該施設をレストラン以外に供してはなりません。
- 当該施設の現状を変更しようとするときは、事業団の承認を受けなければなりません。
- 当該施設を他の者に転貸し、又は担保に供してはなりません。
- 事業団は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付期間にかかわらず催告なく契約を解除することができます。
 - ①契約を締結した者が貸付契約の条件に違反する行為があると認めるとき。
 - ②契約を締結した者が虚偽の申請を行い貸し付けを受けたとき。
 - ③契約を締結した者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は熊本県暴力団排除条例（平成 22 年熊本県条例第 52 号。以下「条例」という。）第 2 条第 4 号に規定する暴力団密接関係者であると認められるとき。
 - ④契約を締結した者又は貸付契約を締結した者の使用人（条例第 2 条第 4 号に規定する公安委員会規則で定める使用人をいう。以下同じ。）が貸付契約を締結した者の行う事業に関し法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益を供与したと求められるとき。
 - ⑤契約を締結した者又は貸付契約を締結した者の使用人が貸付契約を締結した者若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与えることを目的として暴力団の威力を利用したと認められるとき。

- 契約の解除によって生じた貸付契約を締結した者の損失については、事業団は何らその責めを負いません。
- 当該施設の契約物件について支出した有益費その他の費用については、事業団に請求することはできません。
- 事業団が貸付契約を解除したとき、又は貸付契約期間が満了したときは、貸付契約者は、自己の負担で事業団の指定する期日までに貸付契約物件を原状に回復して返還しなければなりません。
- 事業団は、当該レストランについて随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その都度運営に関し指示することがあります。
- 体育館の工事及び自然災害等の休館等により、営業ができない場合、事業団に営業補償を求めることはできません。〔休業期間に応じた行政財産使用料の返還をすることはあります。〕

1 3 主なスケジュール

- | | |
|--------------|-------------------------|
| ① レストラン事業の公募 | 令和5年11月20日(月) |
| ② 現地説明会受付 | 令和5年11月20日(月)～11月26日(日) |
| ③ 現地説明会実施日 | 令和5年11月27日(月) |
| ④ 質問受付 | 令和5年11月20日(月)～11月30日(木) |
| ⑤ 応募書類の受付 | 令和5年11月20日(月)～12月11日(月) |
| ⑥ 選定委員会 | 令和5年12月中旬 |
| ⑦ 選定結果の通知、公表 | 令和5年12月中 |
| ⑧ 契約の締結 | 令和6年1月頃(予定) |
| ⑨ 貸付の開始 | 令和6年4月～(予定) |

<問い合わせ先>

〒862-8012 熊本市東区平山町2776番地
 (一財) 熊本県スポーツ振興事業団 総務課
 担 当：福田、正木
 電 話：096-389-5481
 F A X：096-389-7280
 E-mail：kkwing@kspa.or.jp